

## 自動車税にかかる還付請求権譲渡通知書の提出について

### 記載事項・添付書類について

#### ○受付の時期

始期：当該年度分を年度当初から

終期：過誤納金発生から2週間以内

※提出が遅れますと、納税者に還付されますのでご注意ください。

#### ○譲渡人の欄

当該自動車税の納税義務者の住所・氏名を記入のうえ、実印を押印する。

個人・・・住所、氏名、実印

法人・・・住所、名称、役職、代表者名、代表者印

※ただし、

**本人が持参**・・・納税義務者本人が県税事務所・税務部に還付請求権譲渡通知書を持参した場合は、本人である確認（運転免許証、健康保険証等の提示）がとれば、認印でも可とする。

**未成年者**・・・納税義務者が未成年者の場合は、譲渡人欄に納税義務者の住所・氏名と親権者の住所・氏名を併記のうえ、親権者の実印を押印する。

**会社の支店**・・・納税義務者が印鑑登録のない会社の支店の場合は、譲渡人欄に納税義務者の住所・名称と本社の住所・名称を併記のうえ、本社の代表者印を押印するか、本社から納税義務者である支店に税の申告・納付等について委任されていることが分かるもの（コピーでも可）を添付すれば支店の代表者印でも可とする。

**相続人**・・・納税義務者がすでに死亡している場合は、相続人の住所・氏名と、被相続人の住所・氏名を併記のうえ、相続人の実印を押印する。

**清算人**・・・会社が清算している場合は、清算人の住所・氏名と、会社の住所・名称を併記のうえ、清算人の実印を押印する。

#### ○譲受人の欄

譲受人の住所・氏名を記入のうえ、押印（個人－認印、法人－代表者印）

#### ○過誤納金、過誤納となった理由

過誤納が発生した時点で県税事務所において記入するので記入不要。

## ○添付書類

### ◇譲渡人である納税義務者の印鑑登録証明書

個人…市町村発行の印鑑登録証明書 原本(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

法人…商業登記法12条による登記所にて交付する印鑑証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

未成年者…親権者の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

印鑑登録のない会社の支店…

本社の商業登記法12条による登記所にて交付する印鑑証明書原本(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)または、本社から納税義務者である支店に税の申告・納付等について委任されていることが分かるもの(コピーでも可)

相続人…相続人の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

清算人…清算人の市町村発行の印鑑登録証明書 原本

(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可)

※ただし、納税義務者等本人が県税事務所・税務部に還付請求権譲渡通知書を持参した場合は、本人確認のうえ(運転免許証、健康保険証等の提示)、自署・押印があれば印鑑登録証明書の添付の必要はない。

◇譲渡人である納税義務者の住所・氏名が車検証または賦課情報と異なる場合は、現在の住所への変遷がわかる住民票または戸籍抄本(原本(ただし、発行から3ヶ月以内はコピーでも可))

◇納税義務者がすでに死亡している場合は、納税義務者が亡くなっていることがわかるもの、納税義務者と相続人との関係がわかるもの(除籍謄本・戸籍謄本(原本(ただし、3ヶ月以内はコピーでも可))など)、および申立書または遺産分割協議書(コピーでも可)

## <参考>福井県内各県税事務所管轄区域一覧

事務所名	所在地、電話番号	所管区域
福井県税事務所	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 TEL 0776-21-0021	福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町
嶺南振興局 税務部	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101 TEL 0770-56-2222	敦賀市 小浜市 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町